

熱中症対策に資する現場管理費率の補正の試行について

北海道森林管理局では、近年の夏季における猛暑日などの気候状況を考慮し、工事現場の熱中症対策に資するため、日最高気温の状況に応じた現場管理費率の補正について、令和2年9月1日以降に入札手続を開始する、又は同年9月1日時点で契約履行中若しくは入札手続中の森林土木工事において、下記のとおり試行することとしましたので、お知らせします。

記

1 試行に係る用語の定義

(1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。ただし、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を実施することが必要な工事であって、その実施内容が施工計画書に記載された上で確実な履行が確認された場合は、日最高気温が28℃以上の日をいう。

(2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、工期に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月又は9月を含む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

(3) 真夏日率

次の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期内の真夏日} \div \text{工期}$$

2 試行の取組内容

(1) 施工計画書の作成

受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(2) 気温の計測方法等

ア 計測方法

気温の計測方法については、工事現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所又は地域気象観測所（以下「地上・地域気象観測所」という。）の気温の計測結果を用いることを標準とする。

ただし、これにより難しい場合は、あらかじめ監督職員と協議の上、最寄りの気象庁の地上・地域気象観測所以外の気象観測所で気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づき気象庁以外の者が行う気温の観測結果又は工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を用いることも可とする。

なお、計測資料の取得又は計測に要する費用は受注者の負担とするものとする。

イ 気温の補正方法

アの気温の計測結果(工事現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた気温の計測結果を除く。)は、次の算定式により補正を行うものとする。

ただし、気象条件又は現場条件により次の算定式により難しい場合は、監督職員と協議の上、補正方法を決定するものとする。

$$\text{補正後の気温(℃)} = \text{気温(℃)} - \text{標高差(m)} \times 0.6 / 100(\text{m})$$

※補正後の気温は、小数点第2位四捨五入1位止めとする。

$$\text{ただし、標高差(m)} = \text{工事現場の標高(m)} - \text{計測箇所の標高(m)}$$

(気温計の高さがわかる場合は計測箇所に加算すること。)

※標高差は、小数点第1位四捨五入整数止めとする。

(3) 計測結果の報告

受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(4) 現場管理費率の補正

発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。ただし、積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合等と合わせた補正値の上限は2.0%とする。

$$\text{補正値(\%)} = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} \times$$

※補正係数:1.2

3 契約履行中等の工事における運用

令和2年9月1日時点で契約履行中又は入札手続中の工事については、本試行の対象とし、契約履行中の工事にあつては速やかに、入札手続中の工事にあつては契約締結後に、受発注者間で協議の上、上記1及び2の内容により原則として取り組むものとする。

なお、契約履行中の工事において取り組む場合は、次の(1)及び(2)の措置を適用するものとする。

(1) 気温の計測期間等

受発注者間の協議により基準日を定め、当該基準日から工期末までの期間のうち、真夏日に当たる日数を計測するものとし、その計測方法等は、上記2の(2)によるものとする。

(2) 真夏日率の算出等

真夏日率は次の式により算出するものとし、現場管理費率の補正は、上記2の(4)によるものとする。

$$\text{真夏日率} = \text{基準日から工期末までの真夏日} \div \text{工期}$$